

ARCIST

TOP NEWS

12月1日、新潟オフィス開設！

地方の後継者不足解消、雇用促進、地域活性化を目指し、代表である税理士内藤の出身地、新潟県長岡市にオフィスを開設しました。新潟最大の金融機関、第四北越銀行と業務提携し、新潟県の中小企業のDX化、人手不足解消をサポートします。

■新潟オフィス概要

事務所	ミライエ長岡 米百俵プレイス903
サービス	・ 中小企業の DX 支援 ・ 経理業務フロー見直し ・ リモートワーク導入サポート ・ 業務効率支援 (業務管理、電子契約書ほか)

(写真左から5番目) 第四北越銀行植栗頭取
(写真左から6番目) 磯田長岡市長
(写真右から3番目) 内藤代表

日本経済新聞

トップ 速報 オピニオン 経済 政治 ビジネス 金融 マーケット マネーのまなび テック 国際 スポーツ

新潟・長岡の米百俵プレイス IT企業など進出企業を発表

新潟 +フォローする

2023年12月15日 19:00

保存

印刷 共有 投稿 保存 共有 共有



12月15日記者会見
(日本経済新聞より)

TOPICS

社会保険の適用拡大と「年収の壁」

社会保険や税控除の取扱いが変わる年収基準はいくつかあり、「〇〇円の壁」としばしば呼ばれます。106万円もその一つです。「106万円の壁」とは、社会保険の加入条件の年収目安です。この条件を満たすと勤務先で社会保険に加入しなければならず、法改正で順次対象企業が拡大しています。

●令和6年10月 さらなる社会保険の適用拡大

現在、社会保険の被保険者数101人以上の会社で下記の4点全てに当てはまる従業員は社会保険に加入しなければなりません。今年10月からは被保険者人数51人以上の会社でも同様に4点すべて当てはまる従業員は社会保険の加入が必須になります。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1. 所定労働時間が 20H/週以上 | 3. 雇用見込期間2ヶ月超 |
| 2. 賃金 8.8 万 / 月(年額≧106 万円) | 4. 学生ではない |

●求められる企業対応

次の流れで社会保険の適用拡大に対応する必要があります。

- ①制度変更についての社内周知
- ②対象従業員に事前に説明をし、10月以降の働き方について検討、対話
- ③対象者が確定したら令和6年10月1日付で資格取得の手続

社会保険に加入することで従業員本人と会社の社会保険料負担が増えます。手取減少を避けるため就労調整をする、いわゆる「年収の壁」への対応策も政府から発表されましたので活用もご検討ください。

キャリアアップ助成金

労働者の収入を増加させる取組み(手当支給、所定労働時間の延長等)を行った事業主に対して、労働者1人あたり最大50万円の支援を行うコースの新設

社会保険適用促進手当

事業主が、保険料負担分の手取額減少を防ぐ策として、手当を支給した際、この手当を最大2年間標準報酬月額算定対象外とすることができる

アークにおけるDX化の例をご紹介します

以前から導入が決まっていたにもかかわらず経過措置で先延ばしになっていた「インボイス制度」と「電子帳簿保存法」の改正が待たなで始まりました。インボイス方式は本来2017年開始、電子帳簿は2022年開始の予定でしたが事業者側のDX化が進まないことから事務負担を考慮して導入が遅れました。

そもそも効率化を目指す経営者は国の制度より先にアクションを起こしますが、デジタル化を逃げ切れると思っているシニア経営者は「制度」が変わらないとなかなか動きません。そのため、経過期間や猶予期間が長いとかえってDX化は進まない気がします。

税理士法人ではコロナ前から「有楽町駅前に東京オリンピックのプレスセンターが設置され、通勤できない状況になる」と予想し、IT補助金で

DX化に取り組み始めました。そのタイミングでコロナ禍に突入したため一気に業務フローを見直し、デジタル化が進みました。いまでも毎日見直し中ですが、今回はその一部をご紹介します。

●アークにおけるDX化の例

- ・タイムカード→サイボウズ社の勤怠用アプリで管理（紙からシステム移行で勤怠管理がより分かりやすく、必要な機能だけ搭載したカスタムアプリへ移行しさらに経費削減へ）
- ・経費精算Excel→kintoneアプリから経費申請（履歴から作成可能になり毎月の作業も大幅削減へ）
- ・決算書類の紙チェック→office365で監査関連データをクラウド管理（重要度のフラグを立てて分かりやすく振り分けも可能に）
- ・固定電話→担当者に会社スマホを配布、お客

様とはLINEでやり取り（固定電話へのアクセス大幅削減へ）

- ・会議、研修大人数で対面→ZoomやTeamsでチャットもしくは個別会議（会議や研修の無駄を見直しコンパクトに）
- ・メール報告や電話報告→Teamsで即報告、決済や指示もTeamsで即返信（社内コミュニケーションの無駄がなくなりスピードUP）

●自分たちで経験しないことにはお客様にコンサルできない

これからはどのような職種でもIT知識は必要であるため、税理士法人ではメンバー全員にITパスポート取得を義務づけています。私達自身も引き続きDX化にチャレンジしていきます。何なりとご相談ください。



税理士法人
代表・税理士
内藤 克

遺産分割の期限は10年

相続登記の義務化等が盛り込まれた令和3年の「民法の一部を改正する法律」には遺産分割の期限が実質10年とされることも定められて、令和5年4月1日から施行されています。

いままでは遺産分割を求めることに関しては、時間的制限がなく、長期間放置していても具体的相続分の遺産分割（特別受益及び寄与分の主張）を希望する相続人に不利益が生じることが多くありませんでした。しかし、遺産分割が長期間されていないと、生前贈与や寄与分に関する書類等の紛失、また、関係者の記憶も薄れて、具体的相続分の算定が困難になり遺産分割の支障になるおそれもありました。

そこで、改正民法では、遺産分割において、特別受益及び寄与分の主張をするためには、相続

の開始から10年以内にならなければならないとされました。そのため相続の開始から10年を経過した後の遺産分割は原則として、具体的相続分ではなく、法定相続分（または指定相続分）によることが定められました。

ただし、10年経過しても引き続き具体的相続分による分割（特別受益及び寄与分の主張）が可能になるのは次のとおりです。

- ・10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき
- ・10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由が相続人にあった場合、その事由が消滅した時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき。

その2点の例外のほか、相続開始後10年経過し

ていても相続人全員が具体的相続分による遺産分割することに合意した場合は、具体的相続分による遺産分割が可能です。

この相続開始から10年経過後の遺産未分割の取り扱い、令和5年3月31日以前に開始した相続も対象になります。ただし、経過措置により5年間の猶予期間が設けられています。

これらの改正により、具体的相続分による分割（特別受益及び寄与分の主張）を求める相続人に早期の遺産分割請求を促す効果が期待され、また具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な割合である法定相続分を基準として円滑に遺産分割を行うことが可能になると思われます。



司法書士事務所
司法書士
西田 誠

ルール

2023年のスポーツ界は、「ワールド・ベースボール・クラシック」に始まり、バスケットボール、バレーボール、ラグビーなど、多くの「日本代表」の活躍に湧きました。

競技ごとに、内容を面白くする、試合の流れを変える、選手の安全を確保するなどの面から様々なルールが設けられ、そのルールは常に変わり続けています。

●働くルール

働くためのルールである労働基準法は、

- ①事業または事業所に使用され、賃金の支払いを受ける労働者を対象とし、
- ②労働者が働く場である事業場を単位として規制を適用することで労働者を保護する法的効果を発揮してき

ました。

一方、変化する経済社会の中で、業務に関する指示や働き方が労働者として働く人と類似しているフリーランスなどの個人事業主、リモートワークの急速な広がりとともに、オフィスによらない事業を行う事業者の出現など、「労働者」「事業」「事業場」などの労働基準法制における基本的概念についても、変化に応じて在り方を考えていくことが必要とされています。

●アーク&パートナーズのルール

企業を取り巻く環境や労働市場の変化のなかで、雇用管理・労務管理の転換をせまられている一方、働く人の「働く意識」や「働き方」への希望はこれまで以上に個別・多様化の傾向を強めています。

社会保険労務士法人アーク&パートナーズでは、お客様の課題を解決する確かな道筋は、責

任を持ち、意図を汲み、実行することと考え、

- ①社会保険労務士として専門性の高いサービスを提供する。
- ②常にお客様の立場で考え、会社の意思決定に関与することに責任を持ち、創造的サービスを提供する。
- ③お客様の抱える課題解決に全力で取り組む。

お客様のこれまでの歩みと未来を共有し、お客様にとってのベストな提案をする存在であり続けるために、一人一人が自分の持ち場で自律的に判断できる組織を目指します。2024年もプロフェッショナルとしてお客様に寄り添い最善の解決策をご提案できるように精進いたします。



社会保険労務士法人
代表・社労士
碓井 健一

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<http://s-arc.com/>

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541